第十八条の二第一項第四号中「配偶者」を「特定配偶者」に改める。

第十八条の三中「配偶者」を「特定配偶者」に改める。

第十八条の四第一項第一号柱書中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、同号イ中「当該配偶者」を「当該特定配偶者」に改め、同号ロからホまで中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、同号ト中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、トをチとし、同号ヘ中「イからホまで」を「イからヘまで」に、「配偶者」を「特定配偶者」に改め、ヘをトとし、ホの次に次を加える。

ヘ　配偶者支援金

第十八条の四第一項第二号柱書中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、「その特定配偶者であった者が」の下に「平成十九年」を加え、同号イ中「配偶者であった者」を「特定配偶者であった者」に改め、同号ロからホまで中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、同号ト中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、トをチとし、同号ヘ中「イからホまで」を「イからヘまで」に、「配偶者」を「特定配偶者」に改め、ヘをトとし、ホの次に次を加える。

ヘ　配偶者支援金

第十八条の四第一項第三号中「配偶者」を「特定配偶者」に改める。

第十八条の五及び第十八条の六中「配偶者」を「特定配偶者」に改める。

第十八条の七中「支援給付（」の下に「平成十九年」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請）

第十八条の七の二　法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第三号による配偶者支援金支給申請書を法第十四条第三項又は平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による法第十四条第一項の支援給付の支給を当該申請者に対して行う都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。

2　前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第十八条の八中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第十九条中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第二十条中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

第二十四条の表中第十三条第一項の項の次に次のように加える。

第十八条の七の二第一項	様式第三号による配偶者支援金支給申請書

第二十四条の表中第二十条第一項の項中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第三号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第四号とし、様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第三号（第18条の７の２関係）

配偶者支援金支給申請書

		※実施機関等受付年月日
1	配偶者支援金を受けようとする方の住所氏名	
2	亡くなった特定中国残留邦人等の氏名 ※（支援給付受給者番号）	
3	特定中国残留邦人等の亡くなった日	平成　年　月　日
4	配偶者支援金を受けようとする方と亡くなった特定中国残留邦人等が、永住帰国前から死亡の日まで継続した婚姻関係にあった事実の有無	有　・　無

上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第15条第１項又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第３条第１項による配偶者支援金を申請します。

（申請日）

平成　年　月　日

申請者住所

申請者氏名　　㊞

支援給付及び配偶者支援金の実施機関の長　殿

（申請上の注意）

1　※印欄は記入しないでください。

2　上記４欄の事実を証明する書類を添付してください。添付する書類の種類がわからない場合は、実施機関に御相談ください。なお、添付書類を省略することができる場合があります。

3　この申請書は原則として、配偶者支援金を受けようとする方が申請してください。配偶者支援金を受けようとする方と申請者が異なる場合は、両者の関係を証する書類及び配偶者支援金を受けようとする方が申請できない理由を記した書類を合わせて添付してください。

両者の関係及び申請できない理由によっては、実施機関において申請書を受理できないことがあります。

4　日本名と中国名（又はロシア名）両方お持ちの方は併記してください。

5　この申請書を提出した後で、実施機関から改めて審査のため必要な書類の提出を求めることがあります。